

川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金についてのお知らせ

川崎市障害者共同生活援助事業所選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において承認した事業者が、グループホームに係る施設整備（物件の新築、既存物件のバリアフリー改修、消防設備設置等）を行う際に、補助金交付要綱に定める要件に該当する場合は、本補助金が活用できます。

当補助金については、国庫補助（社会福祉施設整備費補助金）を活用することとしておりますが、来年度に開設するグループホームの補助について、本市は国に対して今年度中（来年2月頃を想定）に事前協議用の資料を提出する必要があります。

そのため、当補助金を活用して施設整備を予定する場合には、選定委員会で承認した後、速やかに申請書類を御提出していただきますことに御留意ください。

詳細は、今後、障害福祉情報サービスかながわに掲載します。

なお、国との協議の結果、大幅な減額又は不交付とする場合もありますことを御承知おきください。

○補助金についての問合せ先

障害者施設指導課事業者施設調整・整備担当：044-200-0874

○補助金交付要綱

川崎市ホームページから「川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金交付要綱」で検索できます。

なお、URLは以下のとおりです。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/350/0000029774.html>